指定居宅療養管理指導重要事項説明書

居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、重要事項を以下の通り説明いたします。

1. 居宅療養管理指導事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所の名称	医療法人 博報会 岡崎東病院
指定事業所番号	2 3 1 2 1 0 2 0 5 2
所在地・連絡先	住所:岡崎市洞町字向山16番地2
	電話:0564-22-6616
	FAX: 0 5 6 4 - 2 2 - 3 5 7 0
管理者氏名	院長 鈴木 正博
営業日	月曜日 ~ 金曜日
	午前 9 時~12 時 及び 午後 1 時 30 分~5 時
	但し、国民の休日、12月31日~1月3日までを除く
通常の事業実施地域	岡崎市

(2) 事業の職員体制及び業務内容

職名	資 格	常勤	業務内容
管理者	医師	1名(常勤兼務)	管理指導従事者の管理にあたる。
居宅療養管理	医師	2 名以上	利用申込の調整、業務等の管理及び居宅療養管
指導従事者		(常勤兼務)	理指導の提供にあたる。
居宅療養管理	管理栄養士	1名以上	利用申込の調整、業務等の管理及び居宅療養管
指導従事者		(常勤兼務)	理指導の提供にあたる

事業の目的	当事業所は、利用者様が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、療養上の管理及び指導を行うことにより、その利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
運営の方針	1 当事業所の指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防になるよう、適切にサービスを提供する。 2 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者様又はそのご家族様からの介護に関する相談に懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者様又はそのご家族様に対し、療養上の必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行う。 3 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市区町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 4 自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2. サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導の種類	内容
1 医師が行う場合	1 通院が困難な利用者様に対して、利用者様の居宅を訪問し
	て行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サー
	ビス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者様、
	ご家族様等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、
	介護方法等についての指導、助言を行います。
	2 利用者様、ご家族様に対する指導又は助言については、文
	書等の交付により行うよう努めます。
	3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写
	しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助
	言を行った場合は、その要点を記録します。
2 管理栄養士が行う場合	計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、他の職
	種とともに作成した栄養ケア計画に沿って、居宅を訪問し、栄
	養管理に係る必要な情報提供や助言並びに食事療養に関する実
	地指導等を行います。医師の判断により、別に厚生労働大臣が
	定める特別な治療食を必要とされる方もしくは低栄養状態にあ
	る方が対象となります。

(2)費用

介護保険の適用がある場合は、利用料金として基本料金×介護保険負担割合証記載の負担割合分を頂きます。(基本料金 単位数×10円)

職種	内容			
	日字泰姜煐畑 长道(1)	単一建物居住者が1人	515	単位
	居宅療養管理指導(I) ※(Ⅱ)以外	単一建物居住者が2~9人	487	単位
医師		単一建物居住者が10人以上	446	単位
区即	居宅療養管理指導(Ⅱ)	単一建物居住者が1人	299	単位
	※施設入居時等医学総合管理料等	単一建物居住者が2~9人	287	単位
	を算定する場合	単一建物居住者が10人以上	260	単位
	居宅療養管理指導	単一建物居住者が1人	545	単位
	(当該指定居宅療養管理指導事業所	単一建物居住者が2~9人	487	単位
 管理栄養士	の管理栄養士が行った場合)	単一建物居住者が10人以上	444	単位
日生木食工	居宅療養管理指導	単一建物居住者が1人	525	単位
	(当該指定居宅療養管理指導事業所	単一建物居住者が2~9人	467	単位
	以外の管理栄養士が行った場合)	単一建物居住者が10人以上	424	単位

(2) 交通費

利用者様の居住地域によっては、訪問に要する交通費を実費負担いただく場合があります。交通費が発生する場合は、あらかじめ説明を行い、利用者様の同意を得ます。

- (ア) 事業所の活動地域を越えた地点から片道10km未満 200円
- (イ) 事業所の活動地域を越えた地点から片道10km以上 300円

(3) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合並びに当事業者の担当者に不手際があった場合は、キャンセル料をお支払いただく必要はございません。

	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
利用日の前日までに連絡があった場合	無料
利用日当日の2時間前までに連絡があった場合	利用料自己負担額の 50%
利用日当日の2時間前までに連絡がなかった場合	利用料自己負担額の 100%

(4) サービス提供に必要な材料費等

実地指導において、材料等を持ち込む必要がある場合は、必ず利用者様の了解を事前に確認 いたします。材料費等は実費負担となります。

(5)料金の支払方法

毎月、10 日頃までに前月分の請求をいたします。病院窓口で現金にてお支払いただくか、振込みにてお支払ください。お支払いと引き換えに領収書をお渡しいたします。

3. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所	担当者:事務長 花井 祐介
	電 話:0564-22-6616
	受 付: 当事業所営業日に準ずる
岡崎市役所福祉部介護保険課	電 話:0564-23-6682
愛知県国民健康保険団体連合会	至.059 071 4165
介護福祉室内 苦情調査係	電 話:052-971-4165

4. 緊急時の対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、主治医に連絡する等の必要な措置を講じ、速やかに市町村、 ご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった措置に ついて記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

5. 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者は、正当は理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様及びご家族様の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、利用者様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者様又はご家族様の個人情報を用います。

6. サービス提供の記録

サービス提供に関する記録は、契約終了後2年間保存します。利用者様又はご家族様に限り、 記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付を受けることができます。

- 7. 第三者評価の実施の有無について 無し
- 8. 会議や多職種連携における ICT (テレビ電話等) の活用について 利用者様等が参加して実施するものについてテレビ電話等を利用させていただく場合があります。

9. その他の留意事項

- (1) 当サービスは、医師の判断に基づいてサービスが提供されるものです。
- (2) 当事業所の従業者は、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘等はいたしません。

年 月 日

居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者様に対してサービス内容説明書及び重要事項説明書に 基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者

所在地: 岡崎市洞町字向山 16 番地 2 名 称: 医療法人 博報会 岡崎東病院

院長 鈴木 正博

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業者から居宅療養管理指導についてのサービス内容及び重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者様	住	所:	
	氏	名:	
身元引受人	住	所:	
	氏	名:	(続柄)
	連絲	8先:	
	代生	6理由	